

小規模企業共済

国の機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営している**小規模企業共済**を紹介します。

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が退職した場合に、それまで積み立ててきた掛金に応じた共済金を受け取ることが出来る共済制度です。いわば「**経営者の退職金制度**」といえるもので、所得税・相続税に対し節税効果が大きい商品です。

制度の特色

掛金は、全額所得控除の対象となり、所得税及び住民税の減税になります。

毎月の掛金は **1,000 円から 70,000 円**までの範囲内(500 円単位)で自由に選べ、加入後増・減額が出来ます。

加入資格

常時使用する**従業員が 20 人(商業とサービス業では 5 人)**以下の個人事業主と会社の役員、一定規模以下の企業組合・協業組合及び農事組合法人の役員の方です。

メリット

所得税上掛け金の全額が所得控除となります。(所得税がかからない方にメリットはありません。)

受取り方法を一括受け取りにすると、退職所得(税法上優遇)となります。共済契約者には、その掛金の範囲内で貸付が受けられます。

デメリット

6ヶ月以上払い込まないと共済金の受け取りが出来ない、又長期間(20年程度)続けないと解約時に100%戻らない為長期間資金を寝かせる必要があります。

以上を踏まえメリットの大きい方はデメリットをしっかりと認識された上で長期的な積立を行ってみてはいかがでしょうか？